

令和 8 年度

第 2 回 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会議事録

期日 令和 8 年 6 月 2 3 日（火）

場所 熊本市健康センター新町分室 2 階 多目的室

令和8年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会議事録

開催日時 令和8年6月23日（火） 9時30分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

評議員定数 14名

出席評議員 12名

松瀬 美智子	埜口 千代子	植村 米子	田辺 正信	川田 秀子
加世田 まゆ	的場 弘二	平井 智子	高江 康明	藤原 将和
西村 まりこ	谷口 憲治			

欠席評議員 2名

若松 真由美 吉原 千代作

出席監事 0名

欠席監事 2名

荒木 紀代子 吉井 壮馬

議長 田辺 正信

議事録署名人 谷口 憲治 藤原 将和

議事録作成者 富嶋 憲一

議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度事業報告について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度決算報告について
- 議案第 3 号 養護老人ホームの運営方針について
- 議案第 4 号 訪問介護事業所の運営方針について

報 告

- 報告第 1 号 令和 7 年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について

※各議題における特別の利害関係 無し

《議事の経過とその要旨》

大淵主査より開会宣言。萱野 晃 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第 15 条第 1 項の規定により議長の選出。谷口 憲治 評議員より「田辺正信 評議員を議長に」との提案があり、田辺 正信 評議員が議長に就任した。

議長は、早速事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数 14 名のうち、出席者 12 名、欠席者 2 名により、定款第 16 条第 1 項の規定により評議員会が成立する報告がなされた。

議長は評議員の同意を得て、谷口 憲治 評議員、藤原 将和 評議員を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度事業報告と議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度決算報告については関連がございますので、一括してご審議いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長
地域福祉部長
生活支援部長
総務部長
総務課長

【議案第 1 号～第 2 号 事業報告書（資料 1-1、資料 1-2）及び A3 横版 説明資料等に基づき事務局長および担当部課長より説明】

議 長

ここで、監事監査報告でございますが、荒木監事、吉井監事の両名につきましては、諸事情により欠席されております。そのため、報告は事務局よりお願いいたします。

総務課長

【資料 2-1（31 ページ）監査報告書に基づき監事監査報告】

去る 5 月 28 日（木）午前 10 時より、本会大会議室において、中川常務理事の立会いのもと、荒木監事および吉井監事による令和 7 年度の業務執行状況および会計執行状況に関する監査が執り行われました。その結果、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等のいずれにおきましても、適正に処理されていることが認められたとの報告を受けております。また、監査終了にあたり、両監事よりいただいたご意見についてご報告いたします。まず、荒木監事からは業務面について 2 点のご意見をいただきました。1 点目は「事業のスクラップ・アンド・ビルド」についてであり、新規事業の立ち上げに際しては、限られた予算や人員を効果的に活用するため、既存事業の整理・縮小も併せて検討されたいとのことでございました。2 点目は情報発信力のさらなる強化についてであり、令和 7 年度の成果を踏まえ、医

療分野との連携をさらに深め、より一層の情報発信に努められたいとのことでございました。

次に、会計部門につきまして、吉井監事からのご意見をご報告いたします。経営面での工夫や努力が見られ、法人全体として健全に運営されていることが確認され、通帳や元帳等も適正に管理されているとの評価をいただいております。以上をもちまして、事務局からの監査結果の報告とさせていただきます。

議 長

ただいま、事務局説明と監事監査の報告がございましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認評議員挙手)

議 長

ありがとうございます。

全会一致でございますので、議案第 1 号及び議案第 2 号については承認されました。

それでは次に、議案第 3 号 養護老人ホームの運営方針について事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案第 3 号 議案第 3 号資料（当日配布）に基づき説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

西村評議員

資料に記載されている、損得の発生しない適正時価が理想ではありますが、コンサルティング会社も業務に精通していることから、実務上は適切に収束させていくものと考えます。しかしながら、仮に本会側に多少の損失が発生したとしても、確かな根拠や裏付けがあるのであれば、事業承継の成立を優先するなど、柔軟で幅を持たせた対応を検討してもよいのではないかと考えます。

事務局長

これから事業を進めるにあたり、仮に理想とする基準を大幅に割り込むような事態になれば再検討も必要ですが、現在の経営状況を鑑み、そこは慎重に見極めてまいります。その上で、できる限り事業を前に進めてまいりたいと考えております。

西村評議員

令和 8 年度中の譲渡を最優先として進めるということでございますが、もし年度内に見通しが立たない場合は、翌年度以降も継続して進めていくということでしょうか。また、最終的には事業廃止という選択肢もありますが、事務局としてはどの

程度の時期を目途として考えておられますか。

事務局長

評議員会でのご承認後、速やかに契約を締結いたします。契約期間は締結日から1年間であり、来年6月頃までを想定しております。本会の厳しい財政状況も勘案し、委託先企業との交渉が前向きに進展する兆しがあれば、期間を延長してでも継続したいと考えております。ただし、根拠なく延長するのではなく、あくまで状況を冷静に見極めながら進めてまいります。

谷口評議員

私はささえりあの運営会議に出席しておりますが、地域には措置入所が必要であるにもかかわらず、認定が下りないという実態がございます。私自身もこれまで3名の方の入所を支援しましたが、措置基準に達しないとの理由で見送られ、その際に特別養護老人ホームを20施設ほど提示されるなど、運用のあり方に疑問を感じております。本来、特別養護老人ホームへの入所対象者は養護老人ホームの対象外となる仕組みですが、実際にはそのような審査が行われているのが現状です。養護老人ホームは地域に不可欠な施設ですので、事業譲渡後も確実に存続する形で進めていただきたいと存じます。また、熊本市におかれましても、どのような審査が行われているのか実態を十分に調査していただきたいと考えております。現状、周辺自治体の施設を利用せざるを得ない方もいらっしゃいます。なお、本議案につきましては賛成いたします。

的場評議員

これまでも理事会や評議員会において、措置控えに関するご指摘をいただいておりますので、私も本会議への出席を前に、所管である高齢福祉課へ確認してまいりました。熊本市の措置基準についてご紹介いたしますと、大きく2点ございます。1点目は環境上の理由があることで、例えばご家族が怪我をされて介護ができなくなった場合などが該当します。2点目は経済的な理由で、こちらもよくご指摘をいただく部分ですが、基本的には世帯が非課税、または生活保護受給世帯を対象としております。そのため、世帯課税されている場合には非該当となり、基準が厳しいのではないかとのご意見をいただくところでございます。私どもといたしましても国の基準に沿った形で運用しておりますが、現場での対応につきましては、ご指摘の通り様々な実態を確認しながら、地域の方々の感覚との乖離が生じないような運営ができればと考えております。今後とも状況を引き続き注視し、適切に対応してまいります。

議 長

この件につきましては、3～4年ほど前から谷口評議員より度々ご指摘をいただいておりますが、現状の運用に大きな変化が見られないことから、改めてお話をされたものと受け止めております。本議案に反対するものではないとのことですが、今後の対応にあたってはご指摘の趣旨を踏まえ、十分な配慮をお願いしたいとのことでございます。

高江評議員

現在、利用者は半数近くに減少しております。要介護3以上の重度者が特別養護

老人ホームへの転所や入院等によって減少したことで、平均要介護度が低くなったものと受け止めております。これは経営面では痛手ですが、人員配置基準が厳しい中でこれまで重度の方に対応されてきた現場を考えますと、大きな事故が起きなかったことに安堵しております。今後の事業譲渡にあたっては様々な課題も想定されますが、この M&A という形まで話を進められたこと自体、素晴らしい成果であると高く評価しております。地域としては施設が存続し事業承継されることが最善であり、また本会の評議員の立場としても、法人の経営基盤を守るためにぜひこのまま事業承継を進めていただきたいと考えております。

議 長

いずれにいたしましても、最悪の場合には譲渡先の未決定というリスクや、既交付の補助金返還という問題が生じてまいります。この返還金額については前回説明があった通りですが、そのような事態を招くことのないよう、事務局におかれましては最善の努力を尽くしていただきたいと考えております。また、熊本市におかれましても、引き続き十分なご支援をいただけるものと期待しております。

平井評議員

これから譲渡先を選定していく中で、相手方に提示する条件として、例えば「この点だけは絶対に譲れない」といった具体的な条件や基本方針などはあるのでしょうか。

事務局長

現在の事業形態である養護老人ホームとしてそのまま引き継いでいただくことを、最優先の条件と考えております。それ以外の詳細な条件につきましては、現時点では特に定めておりません。

平井評議員

譲渡先の地域的な想定はございませんでしょうか。

事務局長

全国展開している法人を含め、県内や九州内といった地域的な制限は一切設けておりません。今後、仲介業務を委託予定の企業も全国的なネットワークを持っておりますので、その強みを活かして広く譲渡先を募る予定です。

平井評議員

条件としては、特別養護老人ホーム等への用途変更ではなく、あくまで現在の養護老人ホームとしての事業形態をそのまま引き継ぎ、継続していただくという理解でよろしいですね。

事務局長

現状としてはそのように考えております。

平井評議員

以前の説明で、施設の土地は熊本市の所有であると伺った記憶がございますが、今回事業を譲渡していくにあたり、手続き上の問題が発生することはないのでしょうか。

事務局長

ご指摘の通り、施設の土地は熊本市の市有地でございます。現在は本会が市から

無償で借り受けておりますが、事業譲渡の成立後、熊本市が譲渡先に対しても同様の条件で貸し付けるのか、あるいは売却するのかなど、現在市と協議を重ねているところでございます。詳細につきましては、今後さらに詰めてまいりたいと考えております。

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。
議案第 3 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認評議員挙手)

議 長

ありがとうございます。
全会一致でございますので、議案第 3 号は承認されました。
それでは次に、議案第 4 号 訪問介護事業所の運営方針について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【議案第 4 号 議案第 4 号資料（当日配布）に基づき説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。
議案第 4 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認評議員挙手)

議 長

ありがとうございます。
全会一致でございますので、議案第 4 号は承認されました。

議 長

それでは、報告に移ります。
報告第 1 号 令和 7 年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について事務局より説明をお願いします。

事務局長

【報告第 3 号 資料 3-1、3-2 に基づき説明】

当日の会議にご出席いただいた高江評議員から、一言ご意見やご感想をいただければと思います。

高江評議員

経営基盤強化を課題として掲げざるを得ない現状には、釈然としない思いもございます。現場の職員が不足し、地域に対して十分に関わりきれていない状況であるならば、予算や人員配置の在り方そのものを検討すべきではないかという、理事か

らの意見も出されているところでございます。現在、訪問介護事業や養護老人ホームの見直しが進められておりますが、この機会を単なる事業の整理や縮小といった議論に留めるべきではありません。各事業のこれまでの成果や地域ニーズをいま一度踏まえ、客観的な事業検証や業務分析を行うことが重要です。その結果に基づき、継続すべき事業、見直すべき事業、そして新たに取り組むべき事業を明確に整理していく必要があると考えます。また、地域には退職された専門職をはじめ、豊かな経験や知識を持つ人材が多数おられます。さらに、各種団体や関係機関といった多様な社会資源も存在しています。こうした地域の力を最大限に活かしながら、地域住民が真に求める新たな事業の創出や、既存事業のブラッシュアップを進めていくことも極めて重要な視点です。経営基盤の強化と地域福祉の充実は決して対立するものではなく、むしろ両立を目指すべき課題であります。そのためにも、単なる縮小を第一の課題とするのではなく、現状を丁寧に分析し、事業のスクラップ・アンド・ビルドを含めた将来志向の議論が活発に進められることを期待いたします。

議 長

成果の評価そのものは難しい面もあるかと存じますが、これからの社協にとっては大変重要な取り組みになるものと考えておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

ただいま、事務局および委員会に出席いただいた高江評議員より報告がありました。何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

それでは、続いてその他でございます。評議員の皆さまから、ご意見等ございませんでしょうか。

(連絡事項・ご意見等なし)

議 長

事務局より何かございませんか。

事務局長

【熊本市社協福祉懇談会について案内】

議 長

それでは、これをもちまして議長の任を解かせていただきたいと思います。皆さま、ご協力ありがとうございました。

司 会

田辺評議員には議長をお勤めいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和8年度第2回評議員会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

令和 8 年 6 月 2 3 日

議 長 _____ (印)

評 議 員 _____ (印)

評 議 員 _____ (印)